

交対会第 68 号  
令和 7 年 3 月 12 日

茨城県交通安全対策会議 協賛団体の長 殿

茨城県交通安全対策会議  
会長 大井川 和彦

令和 7 年「春の全国交通安全運動」に係るポスター等の送付について

日頃から、交通安全対策につきましては格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。  
内閣府から、令和 7 年「春の全国交通安全運動」ポスター及びチラシの送付がありましたので、下記のとおりお送りいたします。  
つきましては、本運動の趣旨をご理解の上、掲示につきましてご協力をお願い申し上げます。

記

春の全国交通安全運動チラシ	1 部
春の全国交通安全運動ポスター (B3 横)	1 部

<事務局>

茨城県県民生活環境部生活文化課  
安全なまちづくり推進室 飯村  
TEL 029-301-2842 FAX 029-301-2848  
E メール seibun6@pref.ibaraki.lg.jp

# 交通ルールを知る、守る。 安全・安心の第一歩!

こどもを始めとする  
歩行者が  
安全に通行できる  
道路交通環境の確保と  
正しい横断方法の実践

歩行者優先意識の徹底と  
ながら運転等の根絶や  
シートベルト・  
チャイルドシートの  
適切な使用の促進

自転車・  
特定小型原動機付自転車  
利用時の  
ヘルメット着用と  
交通ルールの遵守の徹底



## 春の全国交通安全運動

【運動期間】 令和7年4月6日(日)～4月15日(火)



チャイルドシート着用推進  
シンボルマーク「カチャピョン」

内閣府  
交通安全  
オフィシャル  
サイト



# 4月10日木は 「交通事故死ゼロ を目指す日」です

みんなで守って  
交通事故を  
ゼロにしよう

## 1 こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる 道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践

### 安全で安心な交通環境の実現

- 地域全体で通学道路・生活道路における見守り活動や家庭での交通安全に関する話し合いを活発にして、安全で安心して暮らせるまちを目指しましょう。
- 生活道路では、時速30キロ規制やスマーズ横断歩道などを組み合わせた「ゾーン30プラス」の整備を進めています。  
※スマーズ横断歩道とは…速度抑制効果の高い路面を盛り上げた「ハンプ」を組み合わせた横断歩道



### 歩行者も交通ルールを守ろう

- 横断時の「歩きスマホ」はとても危険です。歩行中はスマホ操作をやめ、周囲の状況に注意を払いましょう。
- 新学期が始まる春、こどもの飛び出しによる交通事故が多発傾向です。道路を横断するときには、必ず止まり、右、左、右をよく見て、車が来ていないことを確かめてから渡りましょう。



## 2 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶や シートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進

### 歩行者優先意識の徹底とながら運転の根絶

- 運転中に横断歩道に近づいたら減速をして、歩行者がいれば一時停止するなど、歩行者優先意識を徹底しましょう。
- 運転中のスマホなどの操作は、注意が散漫になり判断力や反射能力を低下させます。運転だけに集中して、周囲をよく観察しましょう。



### シートベルト・チャイルドシートは体格に合わせて

- シートベルトとチャイルドシートは体格に合わせ、正しい姿勢で使用しましょう。
- 6歳以上でもチャイルドシートを使用するなど、身長などの体格に合わせましょう。
- ベルトは首や腹部に掛からないようにし、腰をしっかり固定させましょう。



## 3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と 交通ルールの遵守の徹底

### ヘルメットは命を守ります

- 自転車や特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)で走行中、万が一、交通事故に遭遇しても、ヘルメットを着用していれば、頭を保護し、死亡リスクを大幅に軽減することができます。
- ヘルメットを着用することで交通安全意識も高まります。家族や友人にも「ヘルメットは命を守る」ものとして着用を呼びかけましょう。



### 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを再確認

- 自転車や特定小型原動機付自転車にも交通ルールが定められています。
- 2024年11月1日には、自転車の「ながらスマホの禁止」や「酒気帯び運転に対する罰則」が創設されています。
- 特定小型原動機付自転車では、交通ルールを無視した交通事故が増加しています。
- 最新の交通ルールを正しく理解して、安全で安心な運転を心がけましょう。

#### 自転車安全利用五則

- 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と  
一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用

# 春の全国交通安全運動

[運動期間]令和7年4月6日㈰～4月15日㈫